

平成26年（行ウ）第8号，平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

## 準備書面(16)

(裁判所、被告国の求釈明に対する回答)

2016年7月27日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 井 戸 謙 一  
ほか18名

### 【目次】

第1	裁判所の求釈明に対する回答 .....	1
1	「教育」の内容について .....	1
2	被告基礎自治体の代表者 .....	3
第2	被告国の平成28年5月20日付「求釈明申立書」に対する回答 .....	3
1	原告番号50について .....	3
2	原告番号1－1～1－3、26－1～26－4について .....	4
3	原告番号13－1～13－4について .....	4
4	原告番号23－1、23－2について .....	5
第3	被告国の平成28年6月20日付求釈明申立書に対する回答 .....	5
1	求釈明事項(1)(2)について .....	5
2	求釈明事項(3)について .....	6

### 【本文】

第1 裁判所の求釈明に対する回答

1 「教育」の内容について

#### 【求釈明事項】

不作為請求における「教育」の内容は、確認請求、給付請求における「教

育」の内容と同一内容ということか、違うのか（家庭教育も含めているのか、学校施設における教育だけを指しているか）

【回答】

- (1) 本件は、いずれも小・中学校の設置主体である被告基礎自治体らに対する請求であるから、「請求の趣旨」にいう「教育」とは、「学校教育」を指している。そして、「学校教育」とは、「学校で行われる教育」を指すと解すべきところ、「学校」とは、人的、物的な有機体であって、「学校で行われる教育」は、主として「学校施設」で行われるが、それに止まるものではない。例えば、「宿題」は、「学校で行われる教育」の一環であるが、児童・生徒によって家庭で取り込まれるし、校外活動は、「学校で行われる教育」の一環であるが、「学校施設」の外で教育活動が行われる。また、通学は、「学校で行われる教育」に当然に付随する行為である。
- (2) 県内子ども原告らは、被告基礎自治体に対し、「安全な環境で義務教育を受ける権利」を有している（甲D第18号証）。県内子ども原告らは、ここにいう「教育」について、学校施設における教育のみならず、通学や家庭における教育も含まれる旨の主張をしている。その趣旨は、理論的には、「当該学校で行われる教育」には、「当該学校施設で行われる教育」だけでなく、「家庭での宿題」や「校外活動」や「通学」も含まれるからであり、実質的には、子どもたちは、学校施設のみならず、家庭でも、通学路でも被ばくするから、当該学校施設で教育を実施することの危険性を、学校施設に滞在するときの被ばくだけで評価してはならず、家庭での被ばく、校外活動での被ばく、通学の際の被ばく等を総合して評価しなければならないという点にある。
- (3) 他方、県内子ども原告らは、不作為請求の趣旨を「県内子ども原告らが現に通学している学校施設で教育を実施してはならない」とした。当該学校で教育が行われることによる健康上のリスクは、当該学校施設での被ばくだけでなく、家庭での被ばく、校外活動での被ばく、通学の際の被ばくも総合評価しなければならない点は、給付請求や確認請求と異なるが、差止めを求める対象としては、「学校施設における教育」だけにとどめた。これは、当該学校施設における教育が差し止められれば、被告基礎自治体が、自ら安全と判断する場所に分校その他の学校施設を設け、その場所で教育することによって学校施設における被ばく問題が解決するし、校外活動における被ばく、家庭での被ばくや通学の際の被ばくの問題も、寄宿舎の確保その他の方法で、おのずと解決するこ

とが期待されるためである。

## 2 被告基礎自治体の代表者

### 【求釈明事項】

被告基礎自治体の代表者は、「市長」か、「教育長」か。

### 【回答】

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第21条第1号は、「教育委員会の所管に属する・・・学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」は教育委員会の所管であることを定めている。
- (2) 原告らは、本件請求のうち、子ども人権裁判(請求の趣旨1の請求)は、行政事件訴訟法第4条の「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」(いわゆる「実質的当事者訴訟」)であると位置づけている。
- (3) 本件訴訟で被告基礎自治体を代表するのは、被告基礎自治体において、本件で争点となっている事務についてその自治体を代表する者である。児童・生徒をどの学校施設で教育するかは、地教行法第21条第1号によって、教育委員会の所管であるところ、教育委員会の所管事務について教育委員会を代表するのは教育長である(地教行法第13条第1項)から、本件訴訟で被告基礎自治体を代表するのは、教育長であると考えられる。

## 第2 被告国の平成28年5月20日付「求釈明申立書」に対する回答

### 1 原告番号50について

- (1) 原告番号50は、福島地裁平成25年(ワ)第38号原状回復等請求事件の原告でもある。これは、いわゆる「生業訴訟」のうちの「原状回復訴訟」である。
- (2) 原告番号50は、「原状回復訴訟」の原告として、被告国及び訴外東京電力株式会社に対し、居住地において、空間線量率を $0.04\mu\text{Sv/時}$ 以下にすることを求めるほか、各自132万円及び平成25年3月11日から居住地の空間線量率が $0.04\mu\text{Sv/時}$ 以下となるまで、月額5万5000円の金銭の支払いを求めている。
- (3) 原告番号50が「原状回復訴訟」で支払いを求めている金銭は、被告国の規制権限の不行使、訴外東京電力株式会社の過失による違法行為が原因となって福島原発事故が起こったことによって、原告番号50が受

けた損害の賠償である。

- (4) これに対し、原告番号50が本件訴訟で被告国及び被告福島県に対して支払いを求めているのは、福島原発事故が発生したのち、被告国及び被告福島県が、憲法13条、25条、社会権規約、子ども権利条約、原災法等に違反して、原告番号50の子どもを防護する義務を果たさなかったことによる損害の賠償である。
- (5) すなわち、原告番号50は、「原状回復訴訟」と本件訴訟のいずれにおいても被告国に対して損害賠償請求をしているが、異なる違法行為を理由とする請求であるから訴訟物が異なる。そして、本件訴訟で主張している損害は、被告国及び被告福島県の無為無策によって子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったことによる損害（慰謝料）であるから、「原状回復訴訟」において主張している損害（福島原発事故による被ばくによる損害）と重複するものではない。

## 2 原告番号1-1～1-3、26-1～26-4について

- (1) 上記各原告らは、福島地裁平成26年(ワ)第165号原状回復等請求事件の原告でもある。これは、いわゆる「生業訴訟」のうちの「原状回復訴訟」（追加提訴分）である。
- (2) 上記各原告らは、「原状回復訴訟」の原告として、被告国及び訴外東京電力株式会社に対し、原告番号50と同様の請求をしており、本件訴訟においても、原告番号50と同様の請求をしている。
- (3) 上記各原告らの、「原状回復訴訟」における金銭請求と、上記各原告らの本訴における請求が重複するものでないことは、原告50の場合と同様である。

## 3 原告番号13-1～13-4について

- (1) 上記各原告らは、福島地裁いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件の原告でもある。この訴訟は、通称「いわき市民訴訟」と呼ばれる訴訟である。
- (2) 上記原告らは、「いわき市民訴訟」の原告として、被告国及び訴外東京電力株式会社に対し、金銭の支払いを求めている。ここで、上記原告らが支払いを求めている金銭は、被告国の規制権限の不行使、訴外東京電力株式会社の過失による違法行為が原因となって福島原発事故が起こったことによって、上記原告らが受けた損害の賠償である。
- (3) これに対し、上記原告らが本件訴訟で被告国及び被告福島県に対して求めているのは、福島原発事故が発生したのち、被告国及び被告福島県

が、憲法13条、25条、社会権規約、子ども権利条約、原災法等に違反して、子どもを防護する義務を果たさなかったことによる損害の賠償である。

- (5) すなわち、上記原告らは、被告国に対し、「いわき市民訴訟」と本件訴訟のいずれにおいても損害賠償請求をしているが、異なる違法行為を理由とする請求であるから訴訟物が異なる。そして、本件訴訟で主張している損害は、被告国及び被告福島県の無為無策によって子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったことによる損害（慰謝料）であるから、「いわき市民訴訟」において主張している損害（福島原発事故による被ばくによる損害）と重複するものではない。

#### 4 原告番号23-1、23-2について

- (1) 上記原告らは、京都地裁平成25年(ワ)第3053号、同26年(ワ)第649号、同27年(ワ)第2241号損害賠償請求事件（通称「原発賠償京都訴訟」）の原告である。
- (2) 上記原告らは、上記訴訟で、被告国及び訴外東京電力株式会社に対し、慰謝料の支払いを求めている。ここで、上記原告らが支払いを求めている金銭は、被告国の規制権限の不行使、訴外東京電力株式会社の過失による違法行為によって福島原発事故が起こったことによって、上記原告らが受けた損害の賠償である。
- (3) これに対し、上記原告らが本件訴訟で被告国及び被告福島県に対して求めているのは、福島原発事故が発生したのち、被告国及び被告福島県が、憲法13条、25条、社会権規約、子ども権利条約、原災法等に違反して、子どもを防護する義務を果たさなかったことによる損害の賠償である。
- (4) すなわち、上記原告らは、被告国に対し、「原発賠償京都訴訟」と本件訴訟のいずれにおいても損害賠償請求をしているが、異なる違法行為を理由とする請求であるから訴訟物が異なる。そして、本件訴訟で主張している損害は、被告国及び被告福島県の無為無策によって子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったことによる損害（慰謝料）であるから、「原発賠償京都訴訟」において主張している損害（福島原発事故に起因して避難等することによって生じた損害）と重複するものではないのである。

### 第3 被告国の平成28年6月20日付求釈明申立書に対する回答

#### 1 求釈明事項(1)(2)について

求釈明事項(1)(2)は、検討の上、追って必要な範囲で回答する。

## 2 求釈明事項(3)について

求釈明事項(3)については、回答する必要を認めない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」と定めているところ、訴外東京電力株式会社が被災者に対して行っている賠償は、この規定に基づくものである。すなわち、原子炉の運転が原因となった原子力損害に対する賠償なのである。

東京電力株式会社は、直接交渉であっても、ADRであっても、原則的に、原子力損害賠償紛争審査会が第一次指針、第二次指針、中間指針、同第一次～第四次追補（以下「原陪審指針」という。）で定められた損害しか賠償に応じない。そして、原陪審指針で設けられた損害項目は、別紙のとおりであり、整理すれば、政府指示等の対象区域の住民では、「Ⅰ 避難等に伴う損害」「Ⅱ 航行危険区域等、飛行禁止区域設定に係る損害」「Ⅲ 農林水産物（加工品含む）及び食品の出荷制限指示等に係る損害」「Ⅳ その他の政府指示等に係る損害」「Ⅸ 除染等に係る損害」であり、政府指示等の対象外地域の住民では、「Ⅴ いわゆる風評被害」「Ⅵ いわゆる間接被害」「Ⅶ その他（放射線被ばくによる損害）」「Ⅷ 自主的避難等に関する損害」「Ⅸ 除染等に係る損害」に限られる。この中で、被ばくに関連するものは、上記「Ⅶ」しかなく、これも、損害項目は、「復旧作業に従事した原発作業員・自衛官等または住民等の急性・晩発性障害」とされていて、急性・晩発性障害を発症すれば賠償の対象となるが、不必要な被ばくをさせられてしまったことによる精神的苦痛は賠償の対象となっていない。

- (2) これに対し、本訴において原告らが被告国及び被告福島県に請求しているのは、同被告らが、憲法13条、25条、社会権規約、子ども権利条約、原災法等に違反して、子どもたちに対する放射能防護対策をとらず、子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったことによって原告らが被った精神的苦痛に対する損害賠償（苦痛）である。

- (3) すなわち、東京電力株式会社がしている賠償とは責任原因が異なり、損害自体も、東京電力株式会社が賠償している損害と重なるものではない。したがって、仮に、原告らの中に、東京電力から損害賠償金の支払いを受けたものがいたとしても、原告らの本訴における請求権に消長を

きたすものではない。

よって、被告国の求釈明に回答する必要はない。

以上